

法科大学院における教育の理念と現実(下)

— 司法試験との関係を中心にした現状と課題に関する分析 —

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稲葉 威雄

目次

- はじめに
- 一 法科大学院の理念の実現
 - 1 プロセスの中での教育・選別の必要
 - 2 現行司法試験の問題点
 - 3 試験による選抜とプロセスによる選抜
 - 4 法科大学院教育における選別
 - 5 グランドデザインの欠如
- 二 法科大学院の教育の現状と課題
 - 1 その成果の評価
 - 2 総合的な整理(以上二二二号)
 - 3 法曹に求められる能力の開発のあり方
- 三 法科大学院認定評価機関の役割
- 四 司法試験に期待するもの(以上本号)
- 終わりに

- (1) 法科大学院教育とITの進展
- (2) 法知識(実定法)に関する教育の重要性
- (3) 法律の体系的理解に基づく思考(問題発見・解決)能力
- (4) 事実把握能力の重要性
- (5) 表現力の重要性
- (6) 授業のあり方
- (7) 実務(臨床)教育(以上二二二号)

二 法科大学院の教育の現状と課題の整理(続き)

4 法科大学院による組織的対応

教育体制の確立・改善への自己努力—情報の共有化の必要

各法科大学院がその立上げに多大のエネルギーをつぎ込み、現在も努力を続けていることは、確かであるが、法科大学院の成功のためには、その努力をさらに持続しなければならぬ。初年度の法科大学院は、未修者・既修者とも一期生を受け入れただけの段階で、人の面でも施設の

面でもまだ余裕がある。正念場は、学生の定員が完全に充足され、全面的な教育体制が動き出す二〇〇六年度からである。

法科大学院は、自らの教育体制の状況を的確に把握し、それが法科大学院教育の目的達成のために適切なものかどうかを検証し、見出された問題点の改善に向けた努力をする体制(システム)を確立すべきである。比較的余裕があるはずの現在が、その基礎を築く好機であり、それを逃してはならない。

この活動は、もちろん日常的・継続的に行われるべきだが、定期的なそれを集約するシステムにすること

が必要である。それではないと、緊張感が生まれず、有効に機能しない。

後記三で改めて触れるとおり、法科大学院については、文部科学大臣が認定した認定評価機関による第三者評価が行われるが、その際には各法科大学院は、自己評価をすることになる。これが各法科大学院の問題点を集約する機会になることは、当然であるが、各法科大学院での集約自体は五年に一度では足りない。

その認定評価の際には、この自己評価の相当性を判断する方策として、各法科大学院における日常的・継続的な改善のための行動の状況と成果（これが自己評価の基礎になる）とを確認し、吟味することにするべきである。法科大学院教育の充実には、第三者評価よりも自己評価の客観性確保とそれに基づく改善努力が大きな意味をもつ（第三者評価や外部監査は、むしろその励行を確保するための手段である）。

情報の共有化

教員間での授業の相互参観等は、一般に行われるようになってきているようではあるが、それが個人レベルの情報にとどまっていたり、大きな効果をもたない。システムとして、情報の共有化を図るべきである。教育

という（教師の）仕事は、芸術とまではいわないとしても、職人芸的な面があり（これは、法曹の仕事も同じである）、個性に基づく創造性が大切である。強制すべきでない要素があることは疑いがない。たとえば同一科目であっても、教育方法は多様であり得る（できるだけよい教材を統一的に使用するように協力するのは当然である）。

しかし、他から批評され、評価され、批判されること自体は、拒むことはできない。悪い評価や厳しい批判は当然愉快ではないが、不当なものであれば、反論し議論すればよい（むしろその機会が与えられるべきである）。一般論としていえば、自分の仕事のやり方が他人からどうみえるかを知ることが、その改善を図るために極めて有用である。

よい実務は、よい理論に基礎をもつ。理論を自己目的とする理論は困るが、逆に理論の裏づけのない実務教育は危険である。このことを踏まえ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目の連携を図り、その中でそれぞれ理論と現実（実務）とを融合した教育の展開を図るべきである。研究者教員と実務家教員との

協力体制の確立も望まれる（互いにそれぞれの知識と経験に興味をもち、それを尊重しながら、批判もし合う意欲と実践が求められる）。複数の教員が共同して担当する授業や教員・学生相互間での意見交換の機会の充実も大切である。

最大の利害関係者である学生の意見は重要であり、十分尊重されるべきである。その個々の意見を鵜呑みにすることは、その学生の意識・認識に問題があることもあり、適当ではないが、それでも特定の学生にとつての教育効果を測る材料にはなる。ここでも、そのような情報がきちんと学内で共有化され、その情報はどう受け取られ（分析と還元）、改善が図られたのかをフィードバックする仕組みにすべきである。そうでないと、情報を発信した側でも、およそ張り合いがないから、情報発信をしても無意味と考えて、以後はしないことにもなりかねない（これは教育効果を阻害する）。

FD (faculty development) 委員会等の学内組織の活動に期待するところも大きい。その活動成果も、広く共有化されるべきである。一般に法科大学院教育の問題について、会議、シンポ、セミナー等がもたら

ることも多いが、それだけでは一過性のものに終わりがかねない（それ自体はいくら開かれたものであっても、そこでの情報の共有化に限界がある）。情報を記録化し、開示・公開し、多くの人がこれに容易にアクセスできるようにして、その共有化を図る必要がある。

教師の負担

教師の負担の正当な評価・調整・軽減のシステムも重要である。過重な負担にあえぐ教師に対してよい教育を求めることは、無理を強いるものである。コストの問題の存在は否定できず、節減の努力は欠かせないとしても、教育の大切さを考え、それに必要な資源は注入すべきである。

冒頭でも指摘したとおり、制度を動かすのはしよせん人であり、教師に人を得るかどうかが、法科大学院教育の死命を決することを改めて銘記すべきである。アメリカのロースクールの場合、その学生の最も優秀な成績の層が、ロースクールの教師になるという評価もあるようである（取締役の法務七七号八〇頁）。複数の違った立場の教師が共同して実施する（しかし、あえて意見は統一することなく、それぞれの立場を貫く）授業は、大きな効果が期待

できるように思われる（研究者と実務家というだけではなく、実務教育での弁護士・裁判官・検察官経験者の組合せ、さらに科目によつては専門分野が違ふ組合せが考えられる）。その推進を図るべきだが、ここでも、その負担の問題をどう評価するかを検討が欠かせない（二人で担当するからといって、二分の一の負担ではない）。

法科大学院教育のプロセスでの選別・淘汰

法科大学院教育の場において、プロセスでの学生の淘汰が期待されていることについては、すでに述べた。しかし、これはもちろん淘汰自体が目的ではなく、法科大学院での教育の成果測定の結果としての判断である。なぜ法科大学院を卒業させられないのかを当該学生にも社会にも納得させられるかたちで示す必要がある。法曹としての資質・能力に欠けるところがあるという淘汰の理由を具体的・客観的に明らかにした判断を示し、反論と改善努力の機会を与えるプロセスを筋道として示しておくべきである。

評価の還元とスキルの向上

その前提としては、法科大学院教育でのあるべき評価方法を確立し、

それを内外に示しておくことが望ましい。どのような試験問題がよいのか、平常点はどのように認定するのすべきか等。後に述べるとおり、司法試験について法科大学院教育に即した出題を求め、注文をつける以上、法曹としての能力の適正な測定の方策は、まず法科大学院で検討すべき課題でもある。いろいろの試行錯誤と模索が続くことになる。それらの試行・模索の成果を組織的に客観的な認識ができるかたちで集積する努力をすべきである。

初年度に限って言えば、私個人は、担当科目の期末試験の解説を研究教育支援システムに掲載し、解説会を開き、全員個別面談の上で答案を返却した。これと同じことをした同僚も何人か存在する。平常点は補正材料にした（範囲の限定なしに出題する論文試験は、司法試験のことも考慮すると、相対的には体系的な理解度、論理性、表現力、構成員等の到達度を測る最重要の手段と考えた）。常に個別面談をすることは無理としても（受験者の人数も少なく、一人で採点を担当したからできたという面は否定できない）、試験問題解説（これは採点基準を示すこ

ともなり、学生は少なくとも自己採点ができる）は、将来とも実施するつもりである。

もし、これがおおかたの教育現場で慣行になれば、そのデータが、学内にとどまらず、すべての法科大学院ひいては社会的な共有財産となつて、よりよい評価ないし評価方法の確立に向けた検討材料になることが期待できる。学生が自分の勉強の到達点・問題点を明確に確認することに役立つことも明らかである。

ちなみにこの試験の問題は、株式会社の支配権の奪取（第三者割当増資）に関するあるストーリーを提示して、その筋書き通りの進行を妨げる方法があるかどうかを問うものであったが、その筋書きを既定のものとして専ら事後救済について答えたものがあつた。情報の確な読込みとその処理の回路に欠陥があると思える。さらに論理的な整合性への配慮がないものもあり、私の教え方の拙さを描いていえば、概して条文を手掛かりにしつつ知識を総動員して、問題に即した答案を構成して書く能力は、十分でない。その成績は、必ずしも平常点と対応してはいなかつた。今でも問題やその表現がそれほど不適切であつたとは考えら

れない（前記の解説等の際にも、問題や採点についての不満は、少なくとも表立ってはなかつた）。どう改善を図るべきかは、なお検討しなければならぬ。同一科目を複数の教員が担当する場合には、協議の上統一問題を出題することが望ましい。

既修コースの民事実務総合を担当している同僚の言によれば、やはり、平常の双方向・多方向授業での発言やレポートでは優秀と目される学生が、期末の試験では抽象的な記述に終始し、具体的な問題設定に合致する答案を書いていない例が見られたとのことである。試験問題については、たとえば特定のキーワードに対する強い条件反射が形成されていて（予備校教育あるいは現行司法試験の呪縛）、回路の切換えができないということがあるのかもしれない。今後とも継続して考えるべき問題である。

三 法科大学院認定評価機関の役割

その仕組み

法科大学院については、学校教育法六九条の第三項、連携法五条により、五年に一回は、認証評価機関による認証評価を受けるべきものと

されている。法科大学院の認証評価機関としては、すでに日弁連法務財団と大学評価・学位授与機構が文部科学大臣の認証を受けている。大学基準協会も、その認証を受ける準備中のようなのである。最初に認証を受けた日弁連法務財団は、すでに二、三の法科大学院について予備審査を試行している。

いわゆる第三者評価である。その認証評価の結果（認証評価基準に適合しているかどうかの認定）は、大学へ通知されるほか、公表され、文部科学大臣に報告される（学校教育法六九条の四第一項）。同大臣から法務大臣にも通知される（連携法五条四項）。文部科学大臣は、法科大学院が教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、その状況の報告または資料の提出を求める（同条五項）。

文部科学大臣は、違法状況があれば、必要な措置をとることの勧告、勧告に従わなかった場合に変更命令、それでも改善されない場合に組織の廃止命令等の各措置をとり、またこれらの措置に必要な報告・資料提出の請求をすることができる（学校教育法一五條）。法務大臣は、特に必要があると認めれば、文部科学

大臣に対し、これらの勧告、変更命令、報告・資料提出の請求その他の必要な措置を講ずることを求めることができる（連携法六条三項）。

法科大学院教育改善への契機

この認定評価が法科大学院の淘汰に直ちに役立つものとなることは、期待し難い（法科大学院についてのみ正確かつ厳格な運用ができるかどうかは、疑問である）。もつとも、評価は、一般に排除自体に目的があるのではなく、それを背景に改善を迫る効果を期待するという目的の面も大きい。

法科大学院評価基準では、各法科大学院が自己評価をすることになっているが、これはその結論より、結論にいたるプロセスが重要である（およそ自己評価は、ひいき目の主観的なものに堕しかねない本質をもつ。その客観性を担保するのは、自己点検のプロセスと客観的な事実である）。第三者評価を自己目的化するのではなく、各法科大学院がその教育体制の改善のためにどのような自己点検のシステムを構築しているか（二・四参照）という見地から検証・評価すべきである。この場合、認証評価が各法科大学院の自己点検・改善の営みを確保する契機として働く。

この認証評価は、法科大学院における研究・教育の状況を的確に評価するスキルを開発して（このスキルが十分でなければ、かえって弊害をもたらすおそれもある。適正な評価基準の確立と有能な評価の担い手の育成が重要である）、その実践の成果を現場にフィードバックし、さらに現場がその指摘に基づいて自己改善に努力するプラクティスを確立する必要がある。

認定評価は公表されることになっているから、この循環の実務が有効に機能しているかどうかを広く検討していく体制が要請される。司法試験との連携が適切に行われているかどうか（司法試験の内容が法科大学院の教育を歪めるものになっていないか、逆に法科大学院の教育が司法試験を過剰に意識したものになっていないか）という観点からの評価も大切である。

学生による評価（満足度）も重要ではあるが、その基礎となる学生の期待自体が法科大学院の本来の目的にかなったものかどうか十分吟味されるべきことは、ここでも同じである（その期待が正当なものであれば、学生の満足度は決定的な意味を持つともいえる）。

四 司法試験に期待するもの

法科大学院の教育を反映した問題の必要性

法科大学院は、法曹養成を目的とする教育機関である。学生は、法曹になることを目指して入学する。日本が範としたアメリカとは、一般的な法学教育を行う法学部の存在、法曹資格の重み（職域間の流動性）、司法試験の合格率等において差がある。法科大学院を卒業して司法試験に合格しない者についてのセーフティネットの確保もされていない。そこにブランドデザインの欠如がみられることは、すでに述べた。日本の場合には、司法試験に合格しないと、法科大学院教育を受けた意味がないとの意識が生ずる余地がある。このことから危惧されるのは、前に述べたとおり、法科大学院の教育が歪められ、将来の優秀な法曹養成という本来の理念から離れた司法試験合格のための技術的な受験勉強に走る学生が輩出し、それに迎合する法科大学院すら現れるおそれはないかということである。いわゆる臨床教育が骨抜きになる危険もある。法科大学院の教育がそのようなものにならないように法科大学院の教育内

容について、認証評価が行われることにはなっているが、どこまでその認証評価が厳格にされ、淘汰を後ろ盾にして矯正を図ることができるとかについて、疑問もあることは前記のとおりである。

そこで、技術的な小手先の付け焼刃の受験勉強では合格できない、法科大学院のあるべき教育（考えることを中軸にしてこれた認識力と表現力とを結びつける教育）に対応した司法試験にすることが要請される。臨床教育で学ぶ基礎的な事項も取り入れるべきであろう。先端科目教育の成果については、汎用的なものではない点に問題がある。

しかし、これは言うのは易いが、実際に具体化するのには極めて難しい。現行司法試験問題も、そういう試験を目指してきたことは疑いがない。しかし、必ずしもその目的は達成できなかった。この原因も考える必要がある。改正直後の法律はおよそ試験の範囲外というような非実用的なこだわりはすべきではない。昨年（平成一六年）十一月、司法試験管理委員会から、まず新司法試験問題検討会（必須科目）の検討結果（出題内容のイメージ）が、サンプル問題を含めて公表された（法務省

のホームページ参照）。続けて二ヶ月に選択科目の論文サンプル問題も公表されている。

すでに試験実施上の制約から、新司法試験では、試験官と受験生とが質問と応答の形で行う口述試験は、実施されないことになっている。口述試験は、法科大学院での双方向授業の成果をみるには最適の方法だともいえるが、熟慮型の能力測定には向かない面もあり、本来は論文試験との併用が望ましい。しかしこの決定は、所与の前提として検討せざるを得ない。

短答式問題のあり方

基本的には、短答式問題では、主として基礎的な法知識を試し、論文試験では、法曹に要求される、より高度の事実認定の能力、法的分析力、判断力、説得力、表現力等を試すことになる。短答式試験は、論文審査の手間を省く足切りの役割をもつことを意識すべきである。その出題範囲が、これまでの憲法・民法・刑法に限定されていた状況から公法系、民事法系、刑事法系の三分野に広がったから、これまでに比べ基礎的な問題を広く出せるようになった。このことは、大きな進歩である。

民事法系の範囲には、例えば民事執行法や倒産法等の基本的知識（法曹としての常識に属するもの）は当然含むと考えるべきである。あえていえば、司法試験六法に掲載される法律の初歩的知識は全て、付随的には出題範囲として含むことを前提にするのがよい。教養・一般的教養（常識のある法曹の確保）の幅を確保するためには、もっと範囲を広げることも検討に値する。また、短答式試験の内容については、先に述べた事情からすれば、アメリカの真似をする必要は全くない。

司法試験委員会から示された短答式のサンプル問題についていえば、たとえば商法関係はまずまずと考えられる。しかし、刑事系の問題については、論文問題を含め、現行試験の殻を引きずっている不相当なものという批判もあるようである。

論文式問題のあり方―採点の難しさ

より難しいのは、司法試験の眼目である論文の問題である。法科大学院で勉強させるべき、必ずしも正解（誤答の限界）が必ずしもはっきりしない問題を出題する場合には、その解答の評価・採点の確性の確保が大問題になる。科目をまたがった

論点を含む融合問題、臨床教育の成果をも試す問題にすれば、なおさらである。時間的な制約と採点に当たる担当者の負担能力からいって、採点は分担して行うほかない。その場合の公平な採点基準の確立、さらにはその当てはめは、そう簡単ではない。何を論点ととらえるべきから始まり、それらの論点に触れているかどうかだけではなく、解答の構成力、説得力、表現力等まで正確・公平に評価しようとすると並大抵のことではなからう。

しかし、後記のとおり、採点基準を開示すべき必要を考えれば、客観的・公平な採点基準をきちんと形成しなければならぬことは明らかである。これが確立できれば、何も出題者が採点を担当する必然性はない。採点の負担の大きさを考慮すると、この点を工夫して、具体的な採点担当者をベテランの学者・実務家以外に求めることも検討すべきである。いずれにしても、絶対的な公平は無理なことは認識した上での話である。

つまり、出題者および採点者（採点基準を確立する者が特に重要である。出題者が意識しなかった論点も当然あり得る）の能力が問われる。

このことは、前記のサンプル問題をみて痛切に感じたことである。題材や形式に工夫のあとがみられ、従来の司法試験の問題に比べると、総体として格段によくなっている（法曹に求められる能力を測るものになっ
ていふと思われる）。しかし、商法系の問題（株主総会検査役の問題である）をみる限り、問題における情報提供さらには問題文に不備（不明瞭さ）がみられ、どこまでの答えが要求されているか明らかではない（同じ問題は、他分野の問題にもありそうである）。これについては、さらに改善を図る必要がある。

実務的な問題といっても、実務の体験を何度かすれば、当然憶えるようなこまごまとしたブラクティスの知識を問うようなものは適当ではない。あくまで、法律科目の試験であり、実務そのものの試験ではない。そのような知識が必要な問題であれば、それは問題の中で与えておけばよい。具体的な事実関係から法律上の問題点を摘出し（それも学説や判例があるものに限られるべきではない。それが出題者・採点者の力量が問われるゆえんである）、それに解決を与える能力をためす問題とする必要がある。具体的な妥当性を抽象

的な法規範から導き出すには、従来の類似問題の解決の手法を応用するともに、法安定性に配慮しつつ、斬新な切り口での法適用をも視野に入れる能力が必要である。

受験者の納得を得るためにも、試験を実施する者の説明責任の履行としての採点基準の公表は、ぜひともすべきであろう（これは、問意を明確にするのにも役立つ）。これは、すでに述べたとおり、いろいろな困難があることは確かである。しかし、これをして、その内容を踏まえて、法科大学院教育のあり方を法科大学院側で検討し（法科大学院自体として、その試験をどのようなものにすべきかという評価方法の検討の必要があることは、すでに述べた。それに司法試験の問題が影響を及ぼすことは必至である）、その成果を司法試験実施者側に投げ返し、それぞれの情報をフィードバックし合つて、それぞれの改善を図るという作業をすることは、よき法曹養成のシステムを作る上で必須の作業である。

司法試験の問題が適当であれば、法科大学院の教育内容の向上に非常に役に立つのに対し、逆であれば、法科大学院教育を崩壊させかねない。

い。これをよいものにするための努力が欠かせない。

終わりに

法科大学院の制度については、国家的にも、現場でも、これだけ大きなエネルギーを費やしてきた。いろいろな意見もあつたし、課題も多いことは、これまで述べたとおりであるが、すでに制度は動き出している。しかも、広く日本の専門教育のあり方を変革し、よき法曹養成の場として機能する可能性をもつことは、確かである。この制度改革を失敗におわらせないように、関係者が力をあわせて、できる限りの努力をすべきことは明らかである。

法科大学院の教育がおしなべてよいものになり、その卒業生は原則として法曹にするのにふさわしいと認められることになれば（能力とともに、よい意味での法曹としての矜持つまりはノブレス・オブリージュの気概が求められる。もちろん、いわれのないエリート意識であつてはならない。そのことを念頭においた教育を期待する）、当然のことながら司法試験の合格者を増加させるべきである（少なくとも三〇〇〇人枠の前倒し）。その達成は、法科大学院

教育のレベルアップいかんによる。

そのための条件は、優秀な学生を入学させ（たとえば、合格枠・率の問題が、特に社会人の優秀な入学志望者の確保に負のアナウンスメント効果を生じないか危惧される。二〇%とか三〇%は、現行司法試験の合格率に比べれば格段に高いではないかという意見もあるが、法科大学院經由強制に対する政策的考慮の要請もあろう）、教育方法・内容・効果（学生の立場からいえば学習意欲・方法）の向上を図つて、そのプロセスでの適切な淘汰（評価）を確保することである。それらの条件整備のためには、あらゆる局面において、適切な情報の発信、流通、交換が、縦横に広く行われる必要がある。それが、よりよい教育の構築につながることになる。

逆に法曹資格を与えるのにふさわしい卒業生を育てることができない法科大学院があるとすれば、そのような法科大学院は淘汰されるほかない。しかし、それは長期的に見ての話である。現状では少なくとも短期的には司法試験に合格できない法科大学院卒業生が相当数生ずることは、避けられそうにない。

その場合の犠牲者は、「法科大学

院は出たけれど、司法試験に合格できない者である。合格しないのは能力がなかったのだから仕方がないなどと突き放さず、セーフティネットの構築等（仮に何らかの事情で司法試験に合格しなかったとしても、法科大学院での教育が期待されるようなものになれば、その教育を受けた者には活用があるはずである）、その対策を真剣に考える必要がある。日本社会が、アメリカのように法科大学院での成績を重視する方向になるかどうかも問題である。

特に初年度（平成一六年四月）に入学した未修者（三年コース）は、倍率からいっても、過去に累積していた（法律専攻ではない）専門外の法曹志望者が押し寄せたことからいっても（二年目の入学志願者数はかなり減少している）、優秀な人材が多いのではないかと推測が働く（もともと、司法試験浪人崩れがどの程度いるか、法科大学院の入学者選抜が適当であったかという問題はある）。前倒し、後倒しを含めて、合格枠を増やせないか、その救済を検討すべきである。その意味では、平成一八年より一九年の司法試験の方が問題として切実である。これに対し、初年度の法学既修者

（平成一八年の受験者）は、現行司法試験の受験者でもあり得るものがあり、いわゆる司法試験浪人もかなり混じっていると考えられる（東大法科大学院の上級民訴法履修者の成績について、高橋宏志「法科大学院の半年を振り返って」判タ一一六四号三一頁参照）。本当の優秀者は、現行試験で合格する自信があり、法科大学院の既修コースには来なかったのではないかという意見もある（かなりの法科大学院生が、昨年の現行司法試験に合格したともきく。これをどう評価すべきか。その合格した層がどのようなものかを分析する必要もあろう）。

現行司法試験における受験教育（いわゆるマニュアル教育・正解志向教育）の弊害を除去する（その殻を破る）教育が、どこまで法科大学院でされたかが問題である。その成果によって新司法試験の合格者数ひいては新旧試験合格者の比率も判断するのが正しい（予算や司法修習体制等の問題があつて、事前に決定しておかなければならないという要請があるとしても、本来は現段階で決定するのは無理なのである）。

もともと、現行司法試験合格者とこの比率の問題は、基本的には、法科

大学院の修了者が出てきたときに、どこまで現行司法試験のシステムを重視するか（単に従来の受験者の救済の意味だけか）という問題についてきちんと考えてこなかったツケということでもある。つまり、経過的なものとし、さらに試験の内容も従来のものを踏襲している意味が問われる（累積していた受験生の救済に必要な合格者枠は、去年・今年の司法試験で十分だという見方もある）。

新司法試験がより法曹としての資質・能力を測るのに適当だというのであれば、現行司法試験の問題もそれに近いものにしてよいのではないかという疑問がある。合格枠内での比率ではなく、現行司法試験合格者の絶対数をどうすべきか、が問題である。現行司法試験を経過的・暫定的に維持する意味を改めて検討する必要がある。

そもそも形式的に法科大学院の修了者でない、司法試験の受験資格がないことについては、法科大学院の修了が経済的・時間的負担であるだけに、現行司法試験システムの開放性を評価する意見も根強い。これについては、何らかの経歴・経験・資格（その複合）を法科大学院修了に代わる受験資格として認める余地

はないかという問題提起として受け止め、具体的な提案があれば検討すべきであろう。これとは別に（しかし、関連するものとして）司法試験合格者以外にどのような者について法曹資格を認めることができるかという問題提起もあり得る（現在は弁護士法五条三号のみ）。隣接職種の業務分野の配分（職域）の問題とも関連するところである。

法科大学院入学者の選抜方法についても、多様な人材の吸収という見地から見直す必要がある。プロセスの中の選別が確実に行われることが担保できれば、入学審査はゆるやかでもよいということも考えられるし、責任を明確にした推薦制度の活用、学部四年次生等（法学部に限らない）を法科大学院へ留学させて、適性をみるような方策も検討に値する。文部科学省の法科大学院に関する扱いの再検討が当然必要である。

論じ残した問題も多いが、さらなる経験と思索を重ねた論稿を将来改めて発表する機会があることを願いつつ、法科大学院元年をまさに終えようとする段階での、司法試験合格者数の問題を契機とした問題提起としての本稿をここで終える。

